

平成29年宇治田原町文教厚生常任委員会

平成29年1月25日

午前10時開議

議事日程

日程第1 第4四半期の事業執行状況について

○福祉課所管

○介護医療課所管

○健康児童課所管

日程第2 各課所管事項報告について

○福祉課所管

・放課後等デイサービスについて

○介護医療課所管

・介護予防・日常生活支援総合事業について

日程第3 第4四半期の事業執行状況について

○学校教育課所管

○社会教育課所管

日程第4 その他

日程第5 施設見学

給食センター（給食試食）⇒学童施設（宇治田原）⇒文化センター⇒図書館⇒住民体育館⇒トレーニングセンター⇒学童施設（田原）⇒保育所⇒保健センター⇒地域子育て支援センター

1. 出席委員

委員長	11番	谷口 整	委員
副委員長	9番	山内 実貴子	委員
	4番	馬場 哉	委員
	6番	原田 周一	委員
	8番	藤本 英樹	委員
	10番	今西 久美子	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
健康福祉部長	光嶋隆君
教育部長	黒川剛君
企画財政課長	奥谷明君
福祉課課長補佐	廣島照美君
介護医療課長	青山公紀君
健康児童課長	立原信子君
保健センター所長	小川英人君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援センター所長	中田正代君
学校教育課課長補佐	池尻一広君
学校給食共同調理場所長	下岡寛史君
社会教育課長	岩井直子君
社会教育課課長補佐	塚本吏君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口 整） おはようございます。

きょうは、閉会中におきます文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の委員会におきまして、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ありがとうございます。

それでは、ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きたいと思えます。

会議は、お手元に配付をいたしております会議日程により進めてまいります。また、関係資料を配付しておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管に係ります平成28年度第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、福祉課所管について説明を求めます。光嶋健康福祉部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） それでは、私のほうから事業執行状況、福祉課分についてご説明を申し上げます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

まず、1番目につきましては、これはもう事業が終了しておりますので省略をいたします。

2番目の地域福祉計画策定事業についてでございますが、これはパブリックコメントを実施いたしまして、去る1月23日までいたしました。申請は1件、パブリックコメントがございました。今後の予定についてでございますが、3月の中旬に策定委員会を開催いたしまして、パブリックコメントの結果並びに計画案、意見具申等についての協議をしていただきまして、3月の中旬には意見具申をいただきたいというふうにお考えしております。

3番目の臨時福祉給付金事業につきましては、これは今現在、申請受け付けをしております。2月3日までが期間でございます。支給は、もう随時行っております。現在までのところ、申請書送付人数1,580人に対しまして、1月13日現在の数字では

ございますが、受け付けが1,059人、申請率としては67%、支給人数としては1,013名ということでございます。

また、4番目の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業についてでございますが、これも上記の事業と同様の期間を合わせて実施をしておりました。申請書送付人数が40人、同じく1月13日現在で31名の方の申請がございます。申請率は78%になってございます。

なお、1月13日付で、まだ現在申請をいただいております方、おおむね250世帯ほどございますが、通知をいたしたところでございます。

次に、5番目の、臨時福祉給付金（経済対策分）事業でございます。これは、去る12月補正をいただいた分でございますが、これにつきましては、3月の下旬ごろからの申請受け付けということでございます。4カ月間の受け付けを予定しておまして、支給対象者といたしましては、平成28年度の臨時福祉給付金事業と同じ対象者、1人につき1万5,000円を支給したいというふうに考えております。支給対象といたしましては、28年住民税非課税世帯で課税者に扶養されていない方、また生活保護受給者の方は除くということになってございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑に移りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今ご説明のありました臨時福祉給付金事業、特に3番目ですが、対象者が非常に多い中で申請率が67%と。申請書を送付した人数に対しての申請率やというふうに思うんですが、ちょっとこれ低いように思うんです。約250世帯にもう一度通知をしたということですが、締め切りが迫っております、2月3日ということですが、これまでも同じような事業があったかと思うんですが、そのときの申請率と比べて、今回どうなんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 廣島補佐。

○福祉課課長補佐（廣島照美） 昨年度、臨時福祉給付金のほうを実施しておまして、その際の申請率につきましては76%でした。今回、勧奨通知を出させていただきました、16日以降19日までの4日間ではございますけれども、23件36名申請していただいておりますので、勧奨通知によりまして、かなりの方が申請していただけるものと考えております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） これ、国の制度ですね。当初からご意見申し上げてきましたけれ

ども、国に対して、確実に対象者に届くような方策を私はぜひともやってもらいたいと思うんです。行政としても対象者を十分、100%把握し切れないというような、そういう制度では私はやっぱりあかんと思うんです。

ちょっと副町長にもお聞きしますけれども、国に対する現場の意見として、町としてもこれ税のほうの資料をもらいながらという、福祉担当課として対象者を全て把握し切れないというこんな制度、私はやっぱりおかしいと思うんです。

それで、67%プラス勧奨によって少しふえるということですが、こっちがつかんでいる100%全員が対象者ではないという場合もあるので、そこは一概に言えませんけれども。ちょっとこんな市町村泣かせというか、対象者がはっきりつかめない。それで、本当は対象になるのだけれども、もらえない人がいる可能性が多いようなこんな制度については、やはりちょっと改善をするようにきちんと言うべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今回につきましても再度通知を行って、いわゆる対象者の方にはそういう呼びかけもし、そして先ほど廣島補佐のほうからも話がありましたように、またいろいろ申請ができた。こういった努力を町としてやっておりますので、今、委員ご指摘のような、いわゆる国に対する制度の見直しにつきましては、町のほうでも改めて、どういったことを国に要望し、そして制度の改正につながるのか十分今後検討し、そしてその結果については受けて、国と、あるいは京都府等を通じまして要望はしていきたいと、こういうふうには考えています。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、福祉課所管の質疑を終了したいと思います。

次に、介護医療課所管についての説明を求めます。青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、介護医療課所管ということで、事業執行状況ということで、説明させていただきたいと思います。

2ページからでございます。

まず、1つ目の高齢者人間ドックにつきましては、これにつきましては、12月現在申込者数42名、受診者数32名という状況でございます。

続きまして、2番目の人間ドック等委託事業につきましては、12月で一応終わって

おり、12月末現在の受診者数、申込者数が183人で受診者数が143名という状況でございます。

3番目の、特定健康診査等実施事業につきましては、これにつきましても一応10月までで終わっております、12月末現在の受診者数ということでは681人という状況でございます。

続きまして、4番目の生活習慣病予防対策事業ということで、これにつきましても11月から保健指導等を行っております、今12月末現在ではございますが、24人の勧奨を行ったところでございます。

5番目の健康意識啓発事業につきましては、1月から、当初12月と申し上げておりましたけれども、少しおくれまして1月から、今現在、臨時の保健師さんに健康啓発ということで、訪問、回っていただいているところでございます。

続きまして、6番目の後期高齢者健康診査事業につきましては、これにつきましても10月で終わりということで、申込者数が348人、未現在の受診者数が306名という状況でございます。

7番目の高齢者等耐震シェルター設置補助事業につきましては、これにつきましても継続ということでやっておりますけれども、現在のところ応募はないという状況でございます。それで、先週、1月の中旬でございますけれども、建設課のほうと連携して新聞折り込みで啓発をさせていただいております。

続きまして、8番目の地域密着型特別養護老人ホーム設置助成事業につきましては、基本的には12月議会のほうで一般質問等でお答えさせていただいた後、その後、状況は動いていないということでございますが、その後、ことし1月に入りまして、町長により委員長をお願いさせていただいて、また事務レベルで協議をさせていただいたところでございます。いかんせん、やっぱり小規模のために、なかなか採算とることができひんと、プラマイベースで考えてもなかなか建設に踏み切れないというような状況でございます。

そういった中で、どうすれば前に進むのかということで、双方がいろんな意見を出し合いまして、これまで1年間で、春から秋になってということで、いろいろ協議してきたところでございますが、一応2月の中旬が本当の最終のリミット、結論を出すということで、相手さんとお話をさせていただいて、現在協議している事業者に任せることができるのか、また一旦リセットするのかというようなところで判断をしていきたいと、今考えておるところでございます。

続きまして、認知症カフェにつきましては、随時変更ございません。

同じく10番目、これにつきましても、この8番目の事業について協議するという  
ことで変更ございません。

続きまして、11番目の保険給付ということで、介護保険の保険給付なんですけれど  
も、これにつきましては別紙をつけさせていただいております。別紙1、2ということ  
で、縦書きの2枚物をつけさせていただいております、こちらのほうに以前ご指摘の  
あったとおり、保険給付の見込み量、計画と実績ということで資料をつけさせていた  
いております。

まず、別紙1のほうの要支援1、2ということで、予防のほうなんですけれども、こ  
れにつきましては、トータルでいきますと見込み量が3,919万2,000円という  
ことに対しまして、12月末ですけれども、その実績としましては1,506万円と  
いうことで、執行率が38.4%でございます。

続きまして、別紙2のほうなんですけれども、保険給付ということで、こちらのほう  
は介護の1から5ということで、こちらの合計が計画値としましては6億9,283万  
2,000円に対しまして、実績ということで4億1,041万1,000円という状  
況で、執行率が59.2%という状況でございます。

それで、予防と介護を合わせまして、トータル7億3,202万4,000円に対し  
まして4億2,547万1,000円という状況で、執行率が58.1%という状況に  
なっております。

この中で、1つだけ、要介護1から5のほうなんですけれども、訪問リハビリテーシ  
ョンということで、計画値が19万1,000円に対しまして、実績が239万  
1,000円ということで、パーセンテージが1,200%を超えている状況ござい  
ます。これにつきましては、この28年の計画値なんですけれども、その前年度の実績  
が19万円やったということで、それを置きかえて計画を見込んだところ、その翌年か  
らということで実績が230万あったということで、ちょっと1,200%というよう  
な状況になっておるところでございます。

続きまして、12番目なんですけれども、戻っていただきまして、通所型介護予防事  
業ということで、継続してやらせていただいております。

それで、元気アップ教室なんですけれども、第4クールということで、今1月から  
3月ということで18人の対象者がおられまして、現在やっけていただいております  
でございます。

13番目のSOS見守りネットワークということで、特段変更はございません。

14番目の国民健康保険事業健全化執行管理ということで、国保の執行管理なんですけれども、これにつきましても、今回1月下旬に運営協議会、また2月にも協議会ということで予定させていただいておるところでございます。

執行状況につきましては以上でございます。

○委員長（谷口 整） それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。原田委員。

○委員（原田周一） まず、執行状況の人間ドックの委託事業、2番目なんですけれども、これ12月末で期限が終わっているわけですね。それで、これ、申込者に対して実際の受診者が40名、これ実績でいきますと少ないわけですね。この辺のところ、申し込んだのに受診していないというのは、どういうふうに捉えてはるわけですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 申しわけございません。ちょっと説明不足のところもございました。

一応、受診者数ということで、これは請求が来た数を上げさせていただいておりますので、ちょっとまだあと大体請求が2月から3月おくれになってしまいますので、その分の方がまだ残っておられるという状況と、あと、申し込んでおいてやはりちょっと受けられない方というのが、年間何人か出てくるので、事情で、そのあたりで誤差が出てくる状況でございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、これから請求が来るということなんですけれども、当然事情によって受診されないというのが何名かおられると思うんですけれども、この健診事業というのは、予防の意味からかなり奨励していることもあるんで、そのあたりは、こういう大きい差というんですか、申込者と実際の受診者、これがないように、その辺の追いかかけの分析だけはやっぱりお願いしておきたいと思うんです。最終、締め切った段階の話やとは思いますが。

それから、もう一点。8番の地域密着の件で、2月上旬に結論という説明で、その時点で継続かリセットかという判断をせんといかんということなんですけれども、大体今現在の可能性としてはどういう方向に行っているんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 現在は双方が、例えば町のほうだったらこういう形で助成



と言ったらおかしいけれども、何か手助けできるとか、相手さんは小規模特養と、例えばそのほかの附帯施設はどういったものがつけられるかというようなところで、その辺で双方が歩み寄って、双方が妥協できるような点を今ちょっと最終的に検討していただいております。

当初11月の末に1回、相手さんの思われていることと、うちのここまでだったら補助ができるというようなことを加味されて、どれぐらいでどうやったらできるというシミュレーションをしていただいたんですけれども、11月当初におきましては、やはりちょっとまだまだなかなか、もうけまではいかないですけれども、やはりプラマイベースゼロぐらいで運営していけるような状況にはちょっとまだまだ至らないというようなことで、そのあたりで再度、ほんならまた、当初、例えばこういう施設をとかこういうサービスを小規模とプラスして持ってくるということで検討されておったんですけれども、それをまた違うものを今度持ってこれるとか、町が例えばこういう訪問看護が欲しいとかいう状況であれば、そういったものをこちらが提示させてもらっているんで、そういうものがいけるのであれば、そういうなんと今度は加味して再度シミュレーションしていただくというようなことで、今それを最終の段階で検討していただいております。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 今のお話を聞いていると、あくまでこれ事業ですんで、赤字か黒字かということやと思うんです。それで、その赤字か黒字かというのは、将来の事業を運営していった中で出てくる場合と、それから当初の初期投資も含めてそういう、事業者ですから検討される。それで、例えば現在、町のほうで補助金とかいろんな制度を今提案されておると思うんですけれども、例えばそれをもっと増額するとか、あるいは前から私、何度も言わせていただいている土地を提供するとか、あるいは建物を提供するとかみたいなことであれば、相手が採算ベースとして話に乗ってくるのかどうか。その辺まで突っ込んだような検討というのはされてないのかなという感じはずっと受けているんです。

だから、あくまで今の現状でずっと話を進めていて、こうやっているから赤字、黒字の話になって、前へ進んでいないんじゃないかという印象を受けているんですけれども、そのあたりどうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） そのあたり町のほうも、例えば今現在、今年度予算でいい

ますと、町独自で国の交付金プラス町の補助金ということで300万、それを20年間というように、ことし当初予算をいただいております。それプラス、あと町ができるということであれば、例えば町のあいている土地とかあれば、そういうところを提供できる。それは、相手さんがそこがちょっと、そこで気に入られるかどうかは別なんですけれども、そういったある土地があると。ほんならこういうところで使える、もしあれやったら検討してくださいというようなことで、少しはそういう具体的なところ。それと、あと今現在、長楽会、サンビレッジ宇治田原さんというのがございますけれども、そのときに出したような補助金の出し方もあるでしょうし、そういったところもちょっと突っ込んでお話をさせていただいておるようなところでございます。

それで、いかんせん、当初相手さん側は、小規模特養とそれプラスということで考えておられたんですけれども、やはり本体の病院、医療のほうからなかなか赤字を補填することもできひんと。ほんでやっぱり社会福祉法人としてまずは運営、経営していけるところを考えたいというようなところもありまして、なかなかそのあたりで、町がどれだけ、例えば出すとか何するとかいうところで、相手さんももう一つ踏み切れないところがありますし、うちとしてもやっぱりそれ以上のものを、今おっしゃっていただいたような補助金が、例えば5,000万やったら5,000万出すと言うてて、それをほんなら1億にするとしたらええというのは、やっぱり、そうすると対ほかの事業者さん、ほかにおられるところ、それやったらうちも出てくるわ、うちもほんならするわというような状況にもなりかねへんで、そこらは町としてはある一定のラインで今言っているところ以上は出せない、できないというようなところで判断をさせていただかなくてはならないのかなと思っております。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、検討されているその事業者さんというのは、このサービス、この特養の話だけと違って、以前ちらっと聞くと、専門医のそういうようなところも。それで、従来から各議員の質問でも出ていますように、いろんな専門医がここは地域としてないんで、私は非常に話としても条件としても、我々住民からとっていい話なんですよね。ですんで、何とか着地点を見つけていただいて、早期に何か実現できる方法、いろんな条件を出してでも、そのトータルとして、この特養の話だけと違って、トータルとして話をぜひ前へ進めていただきたいと思いますと思うんです。そのあたり、副町長、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 副町長。

○副町長（田中雅和） 小規模特養につきましては、従来から宇治田原町の人口から見ますと、現在待機者、特養への待機者は四十数名というふうに理解しております、そういうことからすると、29名の小規模特養というのは最も適切ではないかというように考えておる1点でありますし、先ほど原田委員さんおっしゃいましたように、それに医療を加えた総合的、いわゆる介護と医療を含めた施設です。こういったものをぜひつくっていただきたい、つくるというよりつくっていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、今までの話を受けましたように、町としてもできる限りの、一定の限度がございましたけれども、できるだけの支援といいますか、そういったことを検討しながら、ぜひ実現。

ただし、どうしても町としても一定の支援できる限度というのがございますので、その辺につきましては先ほど来、青山課長も申していますように、一定の判断はやらなきゃいけないと思いますけれども、いずれにしても施設自身はぜひつくっていきたくと、こんなふうに強く思っているところでございますので、引き続き調整なり協議なりを進めていきたくと、こんなふうに思っているところでございます。以上です。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） ぜひこの事業につきましては、前向きに町を挙げて取り組んでいただくようお願いしておきます。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 介護保険の保険給付のことで、ちょっとお聞きをしたいと思います。

実績と計画値について詳しい資料を出してほしいということで、12月にお願いをしておきました。出していただきましてありがとうございます。

先ほどちょっとございましたけれども、報告の中に、保険給付費の要介護1から5のところ、訪問リハが1,251%やったと。前年度実績がこれだけで、今年度実績がこれだけですよというお話がありましたけれども、何でこうなったのか、その辺の分析はされているのかどうか。

それと、ちょっと基本的なことですけども、これは4月から12月の実績なので、あと1月から3月の分がここにまだ積まれるわけですよ。それで、現時点で1,200%というのは、ちょっとすごい数字やなというふうに思うんですが、なぜこうなったのか、その辺のご説明をいただきたいと思います。

それと、その他のサービスにつきましても、ずっと数字を上げていただいておりますが、

現時点で計画値と実績値についてどのように判断をされているのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

それから、要支援のほうですね。全体として38.4%の執行率ということで、これちょっとかなり低いんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の分析もちょっとお聞きをしたいと思います。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） まず、要介護1から5の訪問リハの1,200%につきましては、それ以前につきましては、町内で訪問リハというのはやっておられなかったという状況で、それがその次の年から開始されたということで、その前段階の計画のときにそこらあたりがわかっておればいけたんでしょうけれども、多分そのときになかったことやと思います。そのために、その後ふえて1,200%という形になったと思っております。

あと、そのほかの、例えば地域密着型のサービスにつきましても、これは地域密着型サービスの地域密着型通所介護につきましては、これは萩の里とマドンナさんということで、一応地域密着みなし指定ということで、まだ一応、今現在、府の指定なんですけれども、もう移行時期なんで、みなし指定ということで町の指定に一応なっておるんです。そのために、地域密着というところに入ってございまして、その数値が実績として上がっておるところでございます。

○委員長（谷口 整） あと要支援1について。

○介護医療課長（青山公紀） あと、要支援1につきましては、ここでいきますと、地域密着型の介護予防サービス、介護予防地域密着型通所介護ですね、この162万1,000円というところ、まずこれですけれども、これにつきましては申しわけございません、当初の計画で誤りがございまして、この分につきましては、今まだ地域密着型の介護予防はないという状況なので、そこへ数字がちょっと上がってしまっておりまして、これはちょっと間違い、その分もふえておるところで、すみません。

○委員長（谷口 整） それと、全体に低いというご質問。

○介護医療課長（青山公紀） あと、全体に低いということにつきましては、やはり低いというところにつきますと、ここで見ていただきますと、介護用具の福祉用具とか購入とかいったところが、ちょっとその中でも高い状況となっています。大体、要支援とか受けられて、やはり病院とかで認定を受けてきなさいというような話もございまして、その中で認定を受けられるんですけれども、あと実際帰って使われるのは、そういう福

祉用具とか生活のそういった用具の貸与だけで終わっておられる方がかなり多いという  
ような状況で、実際のこういうリハビリとか訪問介護とかというところのサービスにつ  
きましては、なかなか使っていただけないというような状況で、ちょっと落ちているよ  
うな結果になっておると思っております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） その今の地域密着予防の施設がちょっとよくわからないんですが、  
ないのに計画値に上がっていた、間違いでした、そんなんで済むものなんですか。ちょ  
っと、余りにも……

（「これにつきましては」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ちょっと待って。

○委員（今西久美子） まだ終わっていません。ちょっとその辺を間違いでしたので済むの  
かどうか、それだけ聞きます。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、これにつきましては、予防のほうは振り分け  
がちちょっと間違っております、まだ地域密着型通所介護というのが、サービスがない  
んです。それを、本来でいいますと、上のこっちの介護予防の通所介護のほうにほんま  
は数字が上がっていなければだめやったんです。

それで、地域密着型というのは、だから今……。

（「これだけが間違ってるの」と呼ぶ者あり）

○介護医療課長（青山公紀） はい、それだけが計画自体で、本来はこの162万  
1,000円、予防のほうは、こっちの介護のほうでは地域密着型の通所介護というの  
があるんですけれども、予防はそういうサービスがないんです、もともとないんです。  
せやのに、あるのと間違っただけで予防のほうにも計画を上げてしまったと。本来は、介護予  
防通所介護のほうにこの162万1,000円が上がってなだめやったんです。そうい  
う形で割り振り、事業が、サービスがないにもかかわらず上げてしまっていたという状  
況です。

（「そんなん、間違いでしたので済むんかと聞いている」と呼ぶ者あり）

○介護医療課長（青山公紀） はい、すみません。それは、申しわけございません、その  
当時ちょっとわからなかったんで、今回、地域密着型が出てきたときに気づいた状況で  
申しわけございませんでした。今後は、このようなことはないように、次の計画、  
29年度には立てますけれども、このようなことがないように気をつけたいと思ってお

ります。すみません、申しわけございません。

○委員長（谷口 整） ちょっと、暫時休憩します。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時42分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

副町長。

○副町長（田中雅和） 大変申しわけないことになっておりまして、もう少し早く、計画を立てるときからきちっと精査しておけばよかったことが今、尾を引いて、こんなご迷惑ということになりまして、大変申しわけございません。今後、こういうことがないように努めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） それ、もうしょうがないですけども、報告の前にそういう報告をすべきじゃないですかね。指摘をされてから間違いでしたみたいな報告ではなくて、気がついた時点できちんと報告すべきやというふうに思いますので、その点指摘をしておきます。

それとさっき、介護度1から5のところ、訪問リハが非常にふえた。これ、訪問リハを利用されている方が非常に多いということやと逆に思うんですけども、そういう事業所ができたことによってこれだけの利用がふえた、ということですよ。

そういう意味で、町内に事業所の関係で不足しているがために、実績、執行率が悪いんじゃないかと思われるようなところはないですか。以前は、訪問看護の施設がなくて、なかなか利用がしづらかったというようなこともあったかと思うんですけども、現時点において、サービスの事業所について、これが不足しているんじゃないかとか、担当課として考えておられるようなところがあれば、ちょっと教えてほしいんですけども。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 不足というところからいいますと、ここでいいますと、訪問看護というところで100%という数字になっておるんですけども、これらにつきましては、町内に平成20年くらいまであったんですけども、その後なくなったということで、この訪問看護については、やはり今後も不足しているというような状況かと思っております。

それで、ただいま近隣の市町村から来ていただいておりますけれども、やはりちょっと圏域的にも遠いというような状況もあって、なかなか二の足を踏まれるというところもございますので、このあたりが今の状況でいきますと足りないのかなと思っておりますのでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほど原田委員の質問にもありました小規模特養、そこに対して、さっきちょっとご答弁の中でも訪問介護についてお話もされているようなこともありましたが、その辺、我がまちに足りないサービスは何かと、事業所は何かということもしっかりと分析もしていただいて、その誘致というんですか、それも含めて今後ご検討もいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 今後につきましては、来年度、平成29年度にも、新しくまた高齢者介護の福祉計画を策定し直すということでございますので、そのあたりでこれまでの状況をきちっと分析させていただきまして、何が足りない等の、それとまた来年につきましても計画の際には、住民さん、要介護を受けておられる方とか、ある一定の方に対しましてはアンケートをとりますので、そういったところを踏まえまして検討していきたいと思っております。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですので、介護医療課所管の質疑を終了したいと思います。

次に、健康児童課所管についての説明を求めます。立原課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、健康児童課所管の28年度第4四半期の事業執行状況についてご報告申し上げます。

1番目、各種がん検診事業につきましては、昨年12月21日、26日の2日間で、胃、肺、大腸を実施。乳がんに関しましては、今年度1月10日から12日の3日間で実施をしております。子宮がん検診につきましては、医療機関のほうで実施をしておりますので、2月28日——申しわけございません、これ翌2月28日とわかりにくい表記になっておりますが、昨年から見まして翌年2月28日、今年度の2月28日までの実施となっておりますので、こちらの受検者数を入れさせていただきます子宮がん検診につきましては、2カ月おくれでの報告になりますので、11月分までの数字で

20件と少ないですが、その他の検診の結果も出ましたので、こちらでご報告申し上げます。

2つ目、少子化対策推進事業につきましては、第4四半期におきましては、再度また庁内の少子化対策のプロジェクトの会議を開催予定としておりまして、3月11日で日程は今、調整を行っておりますが、町が主催します婚活の講演会の実施を予定しております。まだ、内容は調整中ですが、今、講師の方には、内閣府等でも少子化の委員等を行っております白河桃子先生という方をお呼びする予定としております。

3つ目、育児用品購入助成事業につきましては、12月末現在、申請者数52人、対象児童53人となっております。

4つ目の、出産・子育てイベントスタンプラリーも、通常継続して実施をしている状況です。

5番目の、いきいき孫育て事業につきましては、最終第4四半期において計5回の実施を予定しております。

続きまして6番目、病児・病後児保育事業につきましては、こちらも体調不良児型を11月から実施しておりまして、保育所のほうで体調不良になった方の看護ということで行っております。常勤の看護師さんも勤務をしていただいておりますので、体調不良になった方以外にでも体調管理ということで活躍をしていただいているところです。

7番目、もうすぐ1年生保育所体育教室実施事業につきましても、1月、2月、3月で計4回、最終実施を予定しております。

8番目の、多子家庭応援保育料軽減事業につきましては、9月、3月の算定を行いました際の人数をそちらに記入しておりますので、それ以降はずっと保育料の変更はございません。

9番目、地域子育て支援センター拡張移設事業につきましては、移設後かなり利用があるということで前回報告をさせていただきましたが、12月の一般利用としましても、親御さんで125名、お子さんで171名の利用が1月間でありました。

10番目、こちらのほうは12月の補正予算で上げさせていただきました主要事項調書の3ページ目ということで、一時保育施設整備事業の分になります。こちらのほうは、今年度内に設計ということで費用を上げさせていただいておりますが、今現在検討しております内容が、木造平家建ての、大きさとしまして130平米程度、一時保育室を整備ということで2室続き間をつくりまして、さらにもう2室、待機等が出るということを防ぐために、通常の保育室がいっぱいになった際に活用できるようなフリールームと



ということで2室を検討しております。また、幼児用トイレや大人用トイレ、手洗い調乳室等の必要な整備を行うとしております。

報告は以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今報告のありました最後の一時保育施設等整備事業ですが、場所についてはもう確定をしたのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 場所につきましては、今現在まだ検討を進めておりまして、最適な場所というところで何方かを具体的に協議しながら、最終決定をもうすぐさせていたかどうかとは思っておりますので、具体的に決定しましたら、またご報告をさせていただきたいと思っております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 現時点で場所が決定していなくて、設計費用ということですがけれども、それ3月中に設計、間に合いますよね、もちろん。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 場所に応じた大きさ等も具体的に検討する中での決定を進めるということですので、確実に間に合わせて、来年度できるだけ早い時期にと考えております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 一時保育室については、随分指摘もさせていただいてまいりました。当初、保育所入ったところの左側のお部屋が、きちんと一時保育室として位置づけられていたにもかかわらず、現在はホールの、舞台の横に仮設的にあると、そんな状況で、また卒所式の間はホールを使うということで撤去をされてしまうと、そんな状況の中で一時保育が行われているというのが現状なわけですよ。

だから、今年度中に設計をしていただいて、来年度の早い時期にというお話ありましたが、本当に早い時期にぜひとも完成をして、できるようにお願いをしておきたいと思えます。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですので、健康児童課所管の質疑を終了いたします。

す。

以上で、ただいま出席の健康福祉部所管に係ります第4四半期の執行状況についてを終了したいと思います。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、福祉課所管の放課後等デイサービスについての説明を求めます。光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） それでは、ご説明を申し上げたいと存じますが、本件のご説明に入ります前にちょっとお時間を頂戴しまして、前回の委員会におきまして、民生児童委員さんの平均年齢なり平均期数についてのご質問がございまして、後日ご報告ということでございましたので、この場をおかりしまして報告させていただきたいと存じます。

今現在27名の方がいらっしゃいまして、その方たちの平均でいいますと62.96歳ということになります。それで、27名いらっしゃるうちの15名が新人の方で、12名の方が継続をされておるということでございます。それで、継続と新規の方の平均でいいますと、継続の方が63.92歳、新人の方が62.20歳ということになってございます。

期数ですが、何期やっておられるかということになりますけれども、これ新規の方が15名もいらっしゃいますので、ちょっと数字が変になっちゃうので、継続されている12人の方で割り返しますと、平均お一方について2.6期5年やっていたという形になってございます。以上でございます。

それでは、本件の放課後等デイサービスについてのご説明を申し上げたいと存じます。

この件に関しましては、学童保育を教育委員会の所管で各学校ごとに実施をしております、その中で、学校生活におきまして、加配の対応となっていられる児童の方もいらっしゃると。そういった方の受け入れがどうなのかということで、教育委員会も非常に苦慮しておるような状況でございまして、何分にも加配を学童のほうにもつけようといいたしましても、人的な配置ができなかったという背景がございました。

それで、昨今の状況から、こういったニーズが非常に高いというふうな考え方に立ちまして、本町においても実施をすることが必要ではないかということで、関係の社福さんにご相談を申し上げましたところ、では実施をしてみましようということの答えがございましたものですから、今般このような考え方で進めていこうというものでございます。

まず、放課後デイサービスにつきましても根拠法令でございますが、これは児童福祉

法第6条の2の2第4項に規定をされております。

概要は、放課後等デイサービスとは、学校、これはもう幼稚園と大学は除きますが、就学をしている障がいのある児童に、授業の終了後、休業日または長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行うこととされております。

対象者は障がいのある児童、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童と、障害者手帳や療育手帳がなくても、専門家などの意見書などを提出し、サービスの必要が認められる児童でございます。

就学児童は、年齢は6歳から18歳まで、小学校、中学校、高等学校に通っている児童ということでございますが、主には小学校が対象になってくるのではないかとというふうに想定をしております。

費用は、原則1割自己負担ということでございます。所得により上限がありますが、一般論でいいますとおおむね5,000円弱、一般の学童の負担金と変わらない程度になるのではないかとというふうに考えております。

内容に関しましては、自立した日常生活を営むために必要な訓練、これは宿題などの学習に必要な能力の養成などがございます。次に、創作的活動、作業活動、これは造形ですとか書道、絵画などを行う。3番目に余暇の提供ということで、障がいのある子どもたちの放課後の居場所として、リラックスできる空間を提供したり運動を行うなどを考えております。

事業実施主体は、社会福祉法人宇治田原むく福社会さん、これはれっつのほうでございます。そちらのほうで考えていただいております。

開始時期につきましては、本年4月からということで、新学期からという予定をしております。

最終、今まだ詰めの段階でございますので、受け入れについての確認を行っておるところでございますけれども、時間帯といたしましては、おおむね放課後と言われる時間から夕方6時まで。それと、いわゆる春、夏、冬の長期休暇、これについては、午前9時ぐらいから夕方の6時ぐらいまでの受け入れを行いたいというふうに考えておると。それ以外の時間帯については、日中一時の支援事業がございますので、そういったことともあわせて考えていきたいということでお考えをいただいております。

なお、申しおくれましたけれども、当初10名規模で事業を実施したいというふうに考えておるところでございます。

施設については、11月に入札、契約を行いまして、今現在進行形でございます。3月末にも竣工できるというタイムスケジュールの中で計画どおり進んでおるということで、今おおむね30%から40%ぐらいの完成率ではないかというふうにはおっしゃっておられました。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行いたいと思います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 現在、放課後等デイサービスに通われている児童さんは、現状どの施設へ行ってはるんですか。

○委員長（谷口 整） 光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 放課後等デイの事業そのものが町内にはございませんので、お受けになれる方が希望されれば町外でということになります。

私どもが知っておる限りの情報でございますけれども、今現在、れつつさんのほうでも、先ほどちらっと申し上げました日中一時の支援事業と、預かりますよという支援事業をなさっておりますので、多くの町内の対象者の方はそちらのサービスを利用いただいております。今のところ、町外のほうに行ってしまう方はほぼないのではないかと、私の情報なのであれですけれども、そういうようには聞いております。

今後、こういったサービスができることによりまして、支援学校に通っておられる方、また町内で支援学級等に在籍の方でご希望される方の利用が見込まれるのではないかと、いうふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） ほかに。原田委員。

○委員（原田周一） 規模のことなんですけれども、先ほどのご説明で、主に小学生が対象になるんじゃないかというお話で、大体10名程度というご説明でした。

今の支援学校に通われている現状の対象者で、大体この10名というのは、規模的には全員の仮に希望が出た場合に受け入れ態勢としてできるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 必ずしも支援学校に通学されている児童の方がこのサービスを望まれるかということがありますので、一概には申し上げられませんけれども、今、仮に全部の方がご希望なさったとしても、対応できるというふうには伺っております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） まず最初の経過ですけれども、教育委員会に聞くべしかもしれま

せんけれども、今行われている学童保育で障がいをお持ちの方がおられると、加配をつけてほしい、私12月の一般質問で言いましたわ。その人的配置ができなかったから、放課後等デイサービスについて事業所に相談をしたと。そのまず考え方が、ちょっととんでもないなというふうに思っているんです。何で学童で人的配置ができないんですか。それは部長に聞いてもあれですよ、教育委員会のお話ですか。副町長でもいいです、教えてください。

○委員長（谷口 整） ちょっと待って。いや、経過報告で向こう行ってわかってんねやろうけれども、これここで答えるべきものかなという。

（「教育委員会やな」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） そうやな。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時08分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 申しわけございません。私のご説明の仕方が適当でなかったという部分がありましたら、おわびを申し上げます。

まず、そもそも論の話といたしまして、学童における加配を配置するということと、放課後等デイサービスの問題は別問題というふうには考えておるところでございます。

ただ、このことに関しましては、過去の経緯から必要であろうという認識を持っておりましたものがございまして、そういった形で平成28年度に入りましてから打診をし、相手方さんとの詰めをした中で、今こういう形で事業として進められるようになってまいったと。このことに関しましては、12月議会で答弁させていただいた時期よりかは先には進めておるということで、その点に関しましては、私の説明がよく理解をいただけなかったことについては反省をいたしておりますので、そういう点でご理解をいただければというふうに存じますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私の勘違いの部分もあったかと思いますが、申しわけございません。

これ実施主体は、むく福社会さんやと。ちょっと町とのかかわりを教えてほしいんですけれども、今までむく福社会さんが障がい者の施設関連いろいろ建てられる際には、町としても補助金なりされてきたと思うんですが、その辺の財政的なことについてはど

うなんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） ご指摘をいただいておりますように、障がい者福祉の一環でございまして、町の施策に基づく事業を展開いただくということがございますもんですから、従前の例に照らし合わせまして財政的な支援を行いたいというふうには考えております。

具体的な内容につきましては、新年度予算のこともございますので、当初予算の中で計上をいたしまして、ご説明を申し上げたいというふうに存じております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） それと、費用ですけれども、原則1割自己負担と。先ほどのご説明の中では大体5,000円弱ということで、学童保育とその大差はないだろうみたいなお話でしたけれども、これ毎日通って、例えば夏季休業中などの長期休暇中も含めてそのお値段でということでもいいんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 基本的には日々の利用料ということになるわけですが、その1月の上限額が私が申し上げた金額、頭打ちというところもわかりませんが、それ以上はいただきませんというふうに定められた金額がこれでございます。

ただ、所得要件がございますので、いわゆる一般的なサラリーマン世帯と言われるような所得階層の方であれば、そのぐらいの金額。あと、それちょっと補足をさせていただきたいんですが、この中にはおやつ代とか食費のことは含まれておりませんので、それは学童保育と同様に1日50円とか100円とかという負担はお願いすることにはなろうかと思っております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） あと、もうちょっと中身のことを詳しくお聞きしたいんですけれども、専門の方が対応をされるということになるかと思うんですけれども、そこはどうか。あと、食事の提供等々についてはどうなのか。わかっておれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（谷口 整） 部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） むく福祉会さんのほうのスタッフの方に委ねることになる

うかと思えます。当然、資格をお持ちの方が対応いただけるということで、今、人員のシフト等についての計画を立案していただいている最中でございます。

食費等につきましては、これは日々のいわゆる放課後の時間帯ですと、一般の学童保育と同様に、子どもさんが空腹感にさいなまれるということも出てまいりますので、そういったときには、おやつを提供といったものは通常どおり考えられるだろうと。

ただ、夏季休業中とかということになりますと、そういう給食をされるのか、お弁当にされるのか、そのあたりはまだ具体的な詰めまでいっておりませんので、今後また決まった段階で、ご報告できる段階ではご報告させていただきたいというふうに存じますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（谷口 整） ほかに。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、むく福社会さんのスタッフ、現状これから整えはるという点で、現状のスタッフとして、むく福社会さんがこの事業を受け入れることに関しての運営状況を、もう少し詳しく説明していただきたいのと、あと今、保健センターでやってはる療育の、いわゆる就学前児童の子たちですね、その子たちが大きくなって小学校に入ると、この放課後デイサービスを利用される可能性が高いと思うんですけれども、そこら辺の連携について、町はどのように考えてはるのかなという点を少しお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口 整） 光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 運営的には、10名程度の児童をお預かりするということになると、2名体制ぐらいが必要になろうということで、あちらに現在いらっしゃるスタッフの方の中で回っていかれるのか、新たに採用が生じるのかというのは、もうお任せをしておりますが、そのあたりは体制的には大丈夫というお返事はいただいております。

あと、我々の今現在行っております事業との関係でございますけれども、先ほど費用の助成の一端の中で申し上げましたように、当方の福祉施策の一環として事業展開をしていただきたいというふうに考えております関係から、その点については十分連携を図りまして、その障がいを持っている子どもたちにとって一番よい方法を保護者の方に選択していただける選択肢がふえるのであれば、それは可能な限り情報の交換をしながらサポートしていければというふうに考えておりますし、またそうあるべきというふうに認識をしておりますので、ご理解賜りたいというふうに存じます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 部長おっしゃったとおり、ここなかなか以前から町でなかった部分ですので、大変ええ事業やと思うんですけども、連携がしっかりできていたら、将来の子どもたちにとっても大変充実した事業になると思いますので、ぜひそこら辺、可能な限りの連携をしていただいたらなと思います。

○委員長（谷口 整） ほかにありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、もう1点だけ。さっきおっしゃった現在やられている日中一時支援事業、これと放課後等デイサービスというのはどう違うんですか。何が違うのかちょっと教えてもらえますか。

○委員長（谷口 整） 光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） そもそも論でいいますと根拠法令が違うんですけども、内容的にいいますと、ほぼほぼ同じ内容のものになります。そのあたりが毎日サービスをご希望される方とか、あるいは先ほど言いました、対象としては小、中、高の方が対象にはなるんですが、例えば余り学齢が高くなりますと、小さい子どもと一緒にどうなのかという部分もありますので、そういったときにはうまく日中一時の支援事業と複合して考えていければというふうには、むくさんのほうもおっしゃっていましたので、そのように我々も考えておりますけれども。

○委員長（谷口 整） ほかに。

ほかにないようですんで、ちょっと私からも1点申し上げたいと思います。

この事業について、私も何人かの障がい児をお持ちのご父兄から、以前からちょっとお話を聞いていたんです。先ほど部長のほう、町外に行っている人がいないという、認識としてないというようなお答えやったんですが、現実、田辺のくれよんだとか、また別の施設に通っておられる子どもさんも現実はあるんです。

それで、そんな方がなぜそっちに通ってるんやという話を聞いたときに、先ほど出ていました日中一時支援は、要は子どもさんを預かるだけというそういうような内容なんで、くれよんとかほかに行くと、ここに書いてもらっている造形、書道、絵画とか、そういうようなことなんかもやっていただけるんで、あえて遠くに行っているんだと。宇治田原にできたらいいんやということを今まで言われていたんで、今回4月からこういう形で実現できるということは非常にありがたいなと、うれしいなというふうにおっしゃるんです。

そのときに、先ほど今西委員のほうから質問が出ていましたように、建物に対する支援の話、来年の当初予算で見ていきたいという考えをお持ちのようなんで、これやはり



ランニングコストが、この制度の部分で何とかいけるやろうけれども、やはりイニシャルコスト、これを回収するというのはなかなか小規模な法人さんでは大変やと思うんで、先ほどの小規模多機能の話じゃないですけども、やはりそこらについては十分な手だて、支援のほうを考えていただいているようなんで、そここのところを法人さんの思いも含めて、ぜひそれなりの支援をしていただきたいなということを、私からもお願いをしておきたいというふうに思います。

ということで、ほかにないようなんです、本件についての質疑を終了したいと思います。

次に、介護医療課所管の介護予防・日常生活支援総合事業についての説明を求めたいと思います。青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、介護予防・日常生活支援総合事業についてということで、ご説明させていただきたいと思います。資料、A4とA3のついている資料でございます。

まず、この制度につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思います。A4の横の1枚物をごらんください。

これにつきましては、まず今現在、改正前が左前ということでございます。それで、右側が改正後ということでございます。それで、介護給付、いわゆる要介護1から5の方につきましては、現状と同じでございます。予防給付の要支援1から2のうち訪問介護と通所介護、いわゆるヘルパーさんとデイサービスの事業につきまして、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業のほうに移行するというところでございます。

現在、介護予防事業として、一次予防事業、二次予防事業として行っているものにつきましては、一応同じ地域支援事業なんですけれども、こちらの新しい介護予防・日常生活支援総合事業ということで、地域支援事業の中のメニューに加えられると、位置づけが変わるということでございます。

あと、包括的支援事業とか任意事業につきまして、その他のものにつきましては、現行どおり変わりございません。真ん中あたりの下に充実と書いておるんですけども、ここで在宅医療の介護連携とか認知症の施策とか、生活支援コーディネーターということで、これらにつきましては30年4月までにいろいろ整備していくということで、充実ということになっておるところでございます。

財源的には、左端に記載させていただいておるとおりで、従来どおり変わりはありません。ただし、地域支援事業ということで、介護給付の事業の総枠の、これまででし

たら3%以内という枠がございます。今後、新しい総合支援事業にいきますと、新しい地域支援事業になりますと、これまでの実績プラス65歳以上の比率ということでプラスされるというような状況でございます。

ただし、その事業をしていこうということで上限がありますので、それを越えた事業とかを新たにすることになれば、町の持ち出しがふえるというような仕組みでございます。これにつきましては、やはり国のほうから、どうしてもやっぱり介護のほうの給付、社会保障の給付費が上がっているということもでございます。そういう意味と、あと町のほうに移すことで少し基準を緩和したようなサービスとか、地域のボランティアの方、地域の元気な高齢者の方たちが地域で支える、いわゆる地域包括ケアとかいうようなことに鑑みて、こちらのほうに移行するような事業でございます。地域支援事業の形としては、こういう形でございます。

それでは、2枚目のちょっと絵を大きく描いています「介護予防・日常生活支援総合事業で自分らしい暮らしを」ということで、このA3の裏表の資料なんですけれども、これについて住民さんのほうに3月の広報に入れられたらと思って、これをつくらせていただいております。簡単に総合事業の説明というようなことで書かせていただいております。

団塊の世代の方が75歳以上になる2025年に向けて、ひとり暮らしの高齢者とか、高齢者のみの世帯とか、認知症の方とかが増加していくというようなことが予想されるということで、また同時に少子化とかも進むということで、今後は地域全体で高齢者を支えるというようなことを目標として総合事業が創設されましたよというようなこと。総合事業は65歳以上の全ての人を対象とした町が実施できる介護予防事業やというようなことで、地域で暮らしていくために総合事業を利用してくださいというふうなことで、啓発をしていきたいと思っております。

その下に、現行と、先ほど申しました現行と移行後ということで、こういうふうに変わりますということで啓発をしていきたいと思っております。その右側には、よくある質問ということで、簡単な質問事項を書かせていただいております。

裏面に移っていただきまして、こちらのほうで今現在あるサービスと、新たに短時間デイサービスということで、総合事業に移るということで、やらせていただきたいと思って作成させていただいております。これらを、現行あるやつと周知ということで含めて啓発をしていきたいと思っております。

住民の方に対しましては、やはり単純に言えばお金の出どころが違うようになるだけ

やと、あとはちょっと少し利用しやすくなる、認定を受けなくてもサービスを受けられるというようなどころも出てきますので、そのあたりのところだけをきっちり周知させていただきたいなと思っておるところでございます。

3枚目に、縦のA3判があるんですけども、これにつきましては、現行の事業がどこに、改正後どこに行くのかということで図示させていただいております。先ほども言いましたけれども、介護保険給付の訪問介護と通所介護ということで、新たに新しい介護予防・日常生活支援総合事業のほうに、ヘルパーと通所介護ということで移りますよと、あと、要介護予防事業につきましても少し枠組みが変わるということで、元活クラブ、おやじエクササイズ、元気はつらつ、元気アップ、健幸キッチンということで、これらのサービスがこちらに行きますよと。名前が、極端に言えば変わるというような形で移行しますということでございます。包括的支援事業とか任意事業につきましては、従来どおりということで、これにつきましては、今あるやつがどこに行くということで記載をさせていただいております。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願いたいと思います。今西委員。

○委員（今西久美子） いよいよ29年、ことしの4月から移行するというところで、担当課としてはこれまで準備を進めてきていただいたかと思います。受ける方については、そんなに今までとは変わらないというようなお話もありました。

ちょっと利用料のことが気になるんですけども、この3月に折り込まれるというこのチラシですけども、ちょっと裏面を見ていますと、利用料がずっと書いてありますね。これぱつと見ると、めっちゃ高いなと思ってしまうわけですよ。確かに利用料はこうなだけけれども、ここは自己負担額を書いたほうがわかりやすいかなと。確かに、利用料のうち利用者負担は1割または2割と書いていますけれども、1割の方はこれだけ、2割の方はこれだけというふうに書いたほうがいいのかというふうにちょっと思ったので、ご検討していただきたいと思います。

この利用料については例えばヘルパーサービスですね、要支援1、2の方または事業対象者となりますが、これも非常にわかりにくいなと。自分は事業対象者なのか何なのかというのが非常にわかりにくいんじゃないかなというふうに思うんですが、その利用料については、今の利用料と結局どうなったのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 現行の今の利用料、今度新しく総合事業に行く、いわゆる通所型サービスと訪問型サービスにつきましては、現行の予防給付の利用料と同じでございます。全く同じでございます。

町のほうに、地域支援事業のほうに移行しますけれども、内容としましては、やはり要支援1、2を受けられる方、それでその方が、例えばこういうデイサービスとかヘルパーだけじゃなくて福祉用具とかの貸与ということであれば、その方につきましては、やはり要支援1、2の認定をとっていただかなくてはならないというところがございますので、実際このサービスは、要支援1、2を受けていただかなくても事業対象者として、いわゆる昔というか、これまでやっておりました元気アップ教室のチェックリストに該当すれば受けられるということなんですけれども、やはりそこは1、2で福祉用具とかを借りられる方と同じようにするというので、金額につきましては同等と、同じ額とさせていただいておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） それと、例えばヘルパーサービスで要支援の方で対象者にならなかった方もいるわけですね。その方には社協がやっている、何でしたっけ、ちょっと名前は忘れましたけれども、社協の事業があると。そんな情報はどこにもないんですか。事業対象者の方と介護の対象者の方向けの折り込みということなんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 事業対象者にならない方につきましては、この下の一般介護予防です、裏側でいいますと。これまでどおりの、先ほど言っていた元気はつらつとか元活、そちらの関係の事業へ行っていくというような状況でございます。

この一番下に書いていますように「元気なあなた」ということで、これは普通の元気な方が、いわゆるこの点線の枠組みの中の事業を主に利用していただくと。だんだんちょっと介護度が、やはり何かサービスが要するというような方になってくると、この元気アップ教室とか。あとどうしても、元気アップ教室まで来ると、もう認定を受けなくてはならない、多分、方が主になってくると思うんです。

そういう方々はやはりどうしても窓口のほうに来られて、お話を聞かれたり、うちがさせていただくということで、そのあたりで、あなたはやっぱり介護認定が必要ですよとかという振り分けをできたらなど。そういう形になると思うので。だから、その方々は多分どこへ行く、受けておられるということではなくて、もううちの包括のほう为主导で、やっぱり認定を受けたほうがいいですよということでやってみていただく。それ

で、その方々が仮に認定が、今おっしゃっていただいたようにない方につきましては、この一般介護予防のほうに行っていただくというようなことで振り分けをさせていただきたいと考えておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） じゃ、その一般介護予防の中の、ちょっとそれが一般介護予防にならないのかもわからないんですけども、社協がやっているホームヘルパー的なお仕事は、ここには入らないんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、失礼しました。

例えば、今度のこの改正におきまして、社協さんがやっておられる、ボランティアさんやNPOさんとかがやっておられるというそこらを使いなさいということでございますけれども、社協さんの暮らしのサポートとか、うちが委託している移送サービスとかございます。あと、もっと言えば、シルバー人材センターの活用とかいうこともあるんですけども、やはり現状、今そちらでボランティアの方とかいろんな方が携わっていただいて、中心にやっていただいておりますので、できたらそっちはそちらで尊重していきたいと。

それと、そういうサービスをこちらの総合事業のほうに位置づけさせていただきますと、今度逆に環境アセスメントとかプランとかを立てなければならなくなってくるので、そのあたりを簡素化するようなイメージで、今回はそちらのほうでやっていきたいと思っております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） いずれにしても、住民さんの側、受ける側にすれば同じなわけですよ、誰がやっというが。その辺はちょっとしっかりと連携もしていただかないと、情報として提供という意味では、それぞれがそれぞれではなくて、やっぱり一緒になって伝えていっていただきたいなというふうに思いますので、その辺はよろしく願います。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかにありませんか。原田委員。

○委員（原田周一） いよいよ、先ほどからおっしゃっていますように、この総合事業ということで始まるわけですけども、これ以前に、ちょっと私、一般質問でも言わせていただいたんですけども、ますます改正になって実施されると、包括センターの重要性というんですか、そういうのが増すと思うんです。以前、そのときにも、大きい市町

村と小さい我々みたいなところとで、包括支援センターのあり方、体制に含めて、地域の格差が出るんじゃないかという質問をさせていただいたときに、それは起こり得るといような当時答弁をいただいたように記憶しているんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） やはり、各事業それぞれ市町村へということになってくると、確かに今おっしゃっていただきましたとおり、格差が出る可能性もございます。

地域包括支援センターにつきましては、逆にこの宇治田原町という、いわゆる大きい都市、市町村に比べますと、やっぱり小さい、動きやすい1つの単位ですので、そういった意味から、例えばここに書いていませんけれども、今、包括のほうでお達者訪問ということで、70歳以上の方の家庭、年に1回必ず回らせてもらうというようにもやっております。

そういった意味から申し上げますと、やはり大きい市町村さんに比べると包括と高齢者の方のかかわりという意味からいいますと、十分充足できているのかなというふうに思っておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） これはお答えは要らないんですけども、要は格差が縮まるような支援体制、これをぜひ最重点に運営をこれからして行っていただきたいというふうに要望して終わっておきます。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですので、以上で介護医療課の所管事業の報告の質疑を終了いたします。

ここで、出席の職員さんの入れかえをしたいと思います。暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時37分

再 開 午前11時40分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会所管に係ります事項についてを始めていきたいと思っております。

日程第3、各課所管に係ります第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、学校教育課所管について説明を求めます。黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 教育委員会、学校教育課所管につきまして、事業執行状況についてご説明を申し上げます。

まず1点目、「うじたわら学び塾」運営事業でございます。こちらにつきましては、1月に事業を実施ということで、冬休み期間等におきまして、しめ縄教室、競技かるた、昔遊び、冬の星空観測会といったもの、また英語検定につきましての学び塾のほうを実施してございます。

表の中で1月下旬、事業実施と書いておりますのは、今週の土曜日ですけれども1月28日、漢字検定の受験を行う予定でございます。これをもちまして、夏及び冬の長期休業期間内におけます事業を完了する予定でございます。2月の下旬には、これらのことし1年の取り組みについて総括するというところで、運営委員会の開催を予定しているところでございます。

続きまして、小中一貫教育推進事業でございます。現在、1月の広報紙で愛称の募集のほうをさせていただいております。広報紙で折り込みをさせていただき、全戸に配布させていただきましたのとあわせまして、小中学校のほうにも子ども向け、また保護者に対しましての再度の呼びかけをしているところでございます。1月20日をめぐりということで締め切りのほうを設定させていただいております。現時点で約250名、250件程度の今現在応募と申しますか、募集に対しまして申し出をいただいているところでございます。また確定をいたしましたら、次回委員会等でもご報告をさせていただく予定でございます。

3点目、「うじたわらの日」学校給食推進事業、これにつきましては、当期につきましては特段の取り組みはございません。

4点目、通級指導教室運営事業でございますけれども、1月5日現在でございます。前回12月でご報告させていただきましたけれども、1月5日現在で田原小学校13名、宇治田原小学校5名、18名の子どもさん方が今現在通級をいただいているところでございます。宇治田原小学校から2名の増員という形になってございます。

以上で学校教育課につきましてのご報告を終わります。

○委員長（谷口 整） これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手を願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今の通級なんですけれども、これ当初から宇治田原小学校の場合の送り迎えというんですか、送迎とかそういうようなあれは、これ2名何かふえているということなんですけれども、例えば学校と言うたらおかしいですけれども、先生いうよ

り町が、例えば送り迎えの送迎とかそういうことをやった場合に、もっとふえる対象とかそういうことがあるのかどうか、そんなことはないですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今現在18名の子どもさんたちに通園していただいておりますけれども、学校側から必要であろうという子どもさんたちに対しまして、保護者を含めまして対応していただいている結果がこの数字だというふうに考えております。

足がないから行くのをちゅうちょしているというふうな声は、宇治田原小学校のほうにも再度、前回も同じようなご質問をいただきまして、確認はしておるんですけども、特段通学と申しますか、通うのに支障があるから行くのをためらっているというふうなお話は、保護者のほうからは聞いていないということでございます。

○委員長（谷口 整） ほかに。今西委員。

○委員（今西久美子） 今の通級指導教室なんですけれども、キャパは、キャパというか受け入れ、最大の受け入れ人数というのはどれぐらいを考えてはるんですか。時間配分もあるでしょうし。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 当初、枠を設定させていただいたときは、月曜日から金曜日までの中で、週の1日は研修ということでございまして、おおむね20枠ぐらいかなという形で想定してございました。

ただ、実際子どもさんたちが来られますと、枠としては20あるんですけども、個別の指導をさせてもらうとか、対応の方針を確立するとか、きょうあったことの返しというのは、それぞれの授業がございまして、20枠あるから必ずしも20人対応できるかどうかというのは、ちょっとその子どもさんたちの状況にもよりますし、指導内容によって変わりますので、一概に20枠あるから20枠全ていけますよということではないと。

今のところ、何とかやっていけているというような状況であるというふうには、学校のほうから聞いておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） ということは、現在18名で、これ以上ふえるとなかなか厳しいというような状況になるのかなと思ったりもするんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。



○教育部長（黒川 剛） 今18名いらっしゃる中で、6年生の子どもさんたちも数名いらっしゃいますので、そこで何人かの方は卒業されるという形で入れかわりが発生するかなという状況にあります。

ただ、そう言いながらも、今度は入ってこられた方、今現在在学している子どもたちが必要になってくるということもあり得ますので、その辺は状況を見ながらそれぞれ対応を決めていかなければならないのかなというふうには考えているところです。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 必要な方については受け入れができるように、ぜひとも工夫というのか何というか、検討をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はありませんか。

あの、私からちょっと1点、お聞きをしたいと思うんですけども、小中一貫なんですけれども、今、愛称を募集されて3月で決定という運びで進んでいるんですけども、分離型でいくんか施設一体型でいくんかの結論は、たしか今年度中に出されるということとよかったんですね。その辺のこと、この執行状況に上がっていないんですけども、それはどうなっているんですか。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 小中一貫推進事業につきまして、当初予定しておりました項目といたしましては、推進協議会を設置して、地域とのかかわりについての進め方、また愛称の募集についてやっていきますよというのが当初の計画でございました。

それで、さきの昨年の決算委員会等々の中で、議論の中で今年度中に方向性を出すという形で、施設のあり方ということで、ちょっとこれと切り離れた形で教育委員会としましては考えさせていただいております。

それに対する今の状況でございますけれども、昨年の12月に新たな教育委員さんも決定に同意していただきましたので、その新しい体制のもとで施設のあり方について、一貫教育を進めるに当たってはどちらの方向がいいかと。それですとか、国のほうから示されています適正規模という観点、それから今後は財政面なりまちづくりの観点というような、これは教育委員会だけじゃなくて町長部局とも一定の調整は必要かなとは思っておりますけれども、そういった観点からの議論を深めた中で、今年度中には決定に、方向性を決めていきたいというふうな状況でございます。

○委員長（谷口 整） そのあたりは、もうおくれるということはないというふうに理解したらいいんですか。決定がおくれるということはないというふうに理解したらいいんですか。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 昨日も実は教育委員会を開催いたしまして、4名の教育委員さん、教育長、5名の教育委員の中で議論をさせていただきました。その中でも再度、スケジュール感の確認ということでさせていただいております。3月中、今年度中には方向性を打ち出すという形で確認をしているところでございます。

○委員長（谷口 整） というのは、愛称が既に決定されるわ、何かまだどうすんねんが決まらんという、仏つくって魂入れずじゃないですけども、何かその辺がちょっとこのあたりでもやもやとしている部分があるんで、改めて確認をさせていただいたんですが、いずれにしても年度内に方向を決めていただくということについては、期待をしておきたいと思います。以上です。

ほかにないようでしたら、質疑はこのあたりで終了したいと思います。

次に、社会教育課所管についての説明を求めたいと思います。岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） それでは、続きまして社会教育課所管の第4四半期事業執行状況につきましてご説明させていただきます。

まず、お手元の資料、まず1番目、生涯学習推進事業でございます。1月から3月、引き続き高齢者教育ということで、ことぶき大学を毎月開催いたします。また、青少年教育では、野鳥・化石と文化財、また子ども茶道教室・絵画教室を開催予定でございます。また、成人教育といたしまして、パソコン教室、歴史講座も開催をさせていただきます。それから、生涯学習の推進検討委員会につきましては、12月19日に第1回を開催いたしまして、その検討課題、また管理職の意見等を聴取し、第2回は2月下旬に開催予定をしております。

続きまして、生涯学習情報発信事業、こちらにつきましては、6月、10月に配付済みで終了しております。

続きまして、3番目、総合文化センター・図書館20周年記念事業、こちらにつきましても、6月、9月に実施を終えております。

4番目、こんにちは赤ちゃん絵本（ブックスタート）事業ですが、こちらにつきましては、3月3日、第4回の最終の事業になりますが、開催をさせていただきます。

5番目、放課後児童健全育成事業、こちらにつきましては、2月13日から17日、こちらは29年度の入所の申請を受け付けさせていただきまして、書類審査、入所決定事務を終えまして、3月25日に入所の説明会を開催する予定をしております。

なお、田原学童につきまして、ご指摘いただいております壁、床のへこみにつきましては、全て修繕を終えております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑に移りたいと思います。質疑のある委員は、挙手を  
願いたいと思います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今の放課後児童健全育成事業についてですが、ご指摘をさせてい  
ただきました壁、床のへこみ、修繕をしていただいたということで、ありがとうございます。  
ます。

もう一つ課題ということで指摘もさせていただきましたけれども、障がいをお持ちの  
お子さんが学童に通われている、保育所のとときとかは加配がついていたと、小学校に上  
がられたら支援学級に入られる。そういう子どもさんが学童に来て、異年齢の集団の、  
多数の集団の中で放課後を過ごしていると。長期の休業中については1日過ごしている  
というような状況の中で、やはり必要な加配の措置をつけるべきではないかということ  
もご指摘をさせていただいてまいりましたけれども、それについてのお考えをお聞きし  
たいと思います。

先ほど、放課後等デイサービスについての福祉のほうからのご報告もあったんですが、  
これもあるのと、利用の幅が広がりますよというようなご報告もあったわけですが、  
教育委員会担当、教育委員会としてのその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口 整） 岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） 学童におきます障がい児加配につきましては、確かに今西  
委員さんのほうから以前もご質問を頂戴しておりました。その際のお答えといたしまし  
ては、今現在は学童保育の入所につきましては、保育を必要とする全ての児童さんを対  
象に受け入れのほうを現在しております。

いわゆる障がいをお持ちの子どもさんに関しましては、発達の個人差を踏まえまして、  
一人一人の状況に合わせた支援、配慮というものが必要であるというふうな認識は私ど  
ものほうもしております。また、保護者の方のご意向等も面接の際にお伺いいたしま  
すし、また子どもさんの状況も踏まえまして、対応につきましては、こちらのほう学童  
全体の状況を考慮して、必要である場合については検討させていただきたいというよう  
な考えを、さきも示させていただいておりますし、今現在もそのように思っております。  
加配につきましては、必要に応じてというような思いをしております。以上でございま  
す。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 現時点で加配というのは要るんですか。

○委員長（谷口 整） 岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） 先ほど申しました、全体の状況、それから保護者のご意向、ご本人さんを見せていただく中で常にやりとりはしているんですが、今、加配が必要というような現場から等の声は、今現在ございません。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 現場からの声はないということですが、先ほど福祉部長のほうからは、学童については人的配置ができないというようなお話がちょっとあったんです。ちょっとそれは違和感を感じたのでお聞きしたんですけれども、それは教育委員会の人的配置ができないんじゃないかと、今の段階では必要ないという、そういう考えだという今ご答弁でしたね。

ただ、現場からの声はないけれども、教育委員会として、学校において支援学級に通っている児童が、私も現場、田原学童については行かせてもらいましたけれども、もう異年齢の集団の中で、本当にその障がいを持っている子どもが過ごすということについては、非常に厳しいものがあるなというふうに私は感じました。現場からなぜそんな声が上がってこないのか、そこが不思議なんですけれども、やっぱりそこは教育委員会としてきちんと判断をして、必要なかどうかを検証すべきやというふうに思います。

現場からの声がない、保護者がつけてくれと言わない、だからつけないんだと、そんなことでは、私は教育委員会としての責任を果たせていないと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） 確かに、現場とは常々、両学童ともお話をさせていただいております。確かにこちらのほうも、現場の声あるいは保護者の方のご意向がないからというようなことで、今の現状を置いているというような状況では決してございません。

また、学童というのは、先ほどおっしゃいました異年齢の集団でございますし、またそこから来る成長過程において、子どもたち同士の子ども社会の中でお互い成長していく部分というのがありますので、大人が頭から最初に介入をすることで、そういった子ども社会のほうの円滑な体験というものができない可能性も出てまいりますし、先ほど申し上げましたように、本当に必要な支援というのは必ず必要になってまいります。その辺は全ての状況を踏まえた上で、加配等が必要であれば、また全体を見るか、あるいは1対1になるか、その辺は何とも言いようがございませんが、内容を踏まえた上で検討のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今の現状を見る中で、その辺、見方が私と教育委員会とは違うのかもしれないけれども、もちろん子どもたち同士のかかわりは大事やと思いますし、その中で子どもたちは育っていくというのもよく理解できます。

ただ、加配がついたからといって、べったりその子どもについていると、そんなことをイメージしているわけではなくて、やはり必要なときに必要な手助けができるように見守っていると。今の状況で、指導員さんがその子のことだけを見ているわけには絶対いかないので、そういう意味でやはり必要じゃないかなというふうには私は考えております。ぜひとも検討、そういう意味での検討も、そういう視点も入れて検討していただきたいと思いますので、要望にとどめておきます。以上です。

○委員長（谷口 整） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですので、社会教育課所管の質疑を終了したいと思います。

以上で、教育委員会関係の第4四半期の執行状況についてを終了したいと思います。

次に、日程第4、その他を議題といたします。

委員から何かあれば、挙手をお願いしたいと思います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようです。

次に、当局から何かございますか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 事務局から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようでございますので、日程第4、その他についてを終了したいと思います。

次に、日程第5に移りたいんですが、これまた場所を移動いたしますので、この場での議事の審査については、これで終了することになります。

今年度も、第4四半期に入りまして、残すところ2カ月余りとなってまいりました。事業の執行に当たっては、年度内完了に向けて最善の努力をしていただくことを要望しておきます。

なお、閉会中の委員会については、2月はちょっとスケジュール的に厳しいということで、今のところ開催の予定はしておりません。ですので、本日が最終の委員会という

ことになります。3月議会に向けましては、もし開催の必要があれば、何か事件、事故等があり、開催の必要があれば調整はいたしますけれども、一応3月定例会まで委員会は今のところないということでご理解をいただきたいと思います。委員の皆さん並びに町当局におかれましても、そういうことでよろしく願いをいたします。

それでは、日程第5が残っておりますので、暫時休憩をしたいと思います。引き続き、また場所を移動して日程第5に入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後0時23分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、日程第5といたしまして、この後文教厚生常任委員会が所管いたします町の施設について、施設見学を行いたいと思います。

直ちに出発いたしますのでよろしく願いいたします。

（現地視察）

○委員長（谷口 整） 以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後2時36分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長            谷    口            整